

添付法令資料 3 :

証券仲介人のマーケティングパートナーに関する 2021 年 11 月 25 日付  
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No. 21/POJK.04/2021 (目次)

同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 PPE (証券仲介人) マーケティングパートナーの範囲及び要件
  - 第 1 節 範囲 (第 2 条ないし第 4 条)
  - 第 2 節 要件 (第 5 条)
- 第 3 章 機関 PPE マーケティングパートナーの登録手続 (第 6 条ないし第 11 条)
- 第 4 章 提携契約 (第 12 条ないし第 14 条)
- 第 5 章 義務及び禁止事項
  - 第 1 節 PPE 及び PED (地方証券会社) の義務 (第 15 条ないし第 18 条)
  - 第 2 節 PPE マーケティングパートナーの義務 (第 19 条及び第 20 条)
  - 第 3 節 PPE マーケティングパートナーの禁止事項 (第 21 条ないし第 23 条)
- 第 6 章 報告書の提出
  - 第 1 節 機関 PPE マーケティングパートナーの報告 (第 24 条ないし第 26 条)
  - 第 2 節 証券会社又は PED メンバーである PPE による報告 (第 27 条及び第 28 条)
- 第 7 章 パートナースhip活動の終了
  - 第 1 節 個人 PPE マーケティングパートナー活動の終了 (第 29 条)
  - 第 2 節 登録証の取消又は返還 (第 30 条及び第 31 条)
- 第 8 章 行政処分 (第 32 条ないし第 34 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 35 条)
- 第 10 章 終則 (第 36 条及び第 37 条)